

## 第2節 用途、形態別審査要領

### 第1 社会福祉施設及び病院等に係る防火安全対策 ◆

#### 1 目的

この基準は、主として障害者や高齢者が多数入所している社会福祉施設及び病院等（以下「福祉施設等」という。）における人命安全の確保を最優先とした指導を行うために、出火防止、延焼拡大防止、避難の安全確保及び消防用設備等の設置等に係る具体的基準を定めたものである。

#### 2 指導対象

この基準に基づき指導する防火対象物の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 政令別表第1（6）項イ（1）から（3）に掲げる施設で入院施設を有する防火対象物、（6）項ロ及び（6）項ハに掲げる防火対象物
- (2) 政令別表第1（16）項イに掲げる防火対象物で前（1）の用途に供する部分
- (3) その他これらに類する防火対象物

#### 3 指導の方針

本指導基準は、法令基準を基礎としてその上で、福祉施設等の人命安全確保のための方法を示したものであり、適用対象となる防火対象物は、身体的傷害、知的障害、運動能力低下等から避難に支障のある人が通所又は入所等するという特性を有している。

法令基準は人命安全確保のための最低限の要求であって、建築計画上欠くことのできない前提条件である。本指導基準は、防火対象物ごとに異なる条件を勘案し、さらなる防火安全対策を講ずることにより、法令の目的を達成しようとするものである。

のことから、消防用設備等の自主設置及び自主管理を働きかけ、管理権原者の理解と協力のもとに安全対策を進めることを念頭において指導にあたるものとする。

#### 4 指導事項

- (1) 出火防止対策
  - ア 火気使用設備器具の管理
 

入所又は入院者の入室している居室（以下「入居室」という。）内では、原則としてストーブ等の裸火は使用しないものとすること。
  - イ 噸煙管理
 

（ア）福祉施設等建築物内で喰煙する場合には、入居室以外に喰煙場所を設けること。  
（イ）喰煙場所は他の部分と区画し、必要に応じて「喰煙所」の旨の掲出を行うこと。
  - ウ 廉房の出火防止対策
 

（ア）油脂を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備の排気ダクトに設置する火炎伝送防止装置は、フード等用簡易自動消火装置とすること。  
（イ）揚げ物調理に使用する器具は、調理油過熱防止装置付のものとすること。
  - エ 寞母室等の出火防止対策
 

（ア）寢母室及びナースステーションでの火気使用を制限するとともに、努めて火気使用器具は設置しないこと。  
なお、火気使用器具の設置が必要な場合は、当該設置部分を防火区画等すること。  
また、書類等の可燃物を保管する部分も努めて同様に区画すること。
  - オ 放火防止対策
 

（ア）休日・夜間等においては、出入口を限定し、出入りする者に対する管理を行うこと。

- (イ) リネン室、器材室、薬品庫及び常時使用していない病室等は、施錠すること。
- (ウ) 共用部分は、施設の実態に応じて、I T V等の設置により管理を行うこと。
- (エ) 巡視等が十分でない福祉施設等の外周部は、夜間照明の設置等により管理を行うこと。

**カ 危険物品等の管理**

消毒用アルコール等の引火性の高い危険物の保管、小分けは、火気のない専用の部屋で行い、保管場所は施錠すること。

**(2) 防炎製品の使用促進**

- ア 寝具類(敷布、カバー類、布団類、毛布類等)は、努めて防炎製品を使用すること。
- イ 寝衣類を福祉施設等が用意する場合にあっては、交換の機会等をとらえて防炎製品とすること。入所者等が寝衣類を持ち込む場合にあっても、努めて防炎製品を使用すること。

**(3) 避難及び消防活動対策**

**ア バルコニー等の設置**

- (ア) 避難階以外の階に入居室を有する福祉施設等は、努めて連続式のバルコニーを設置すること。
- (イ) バルコニーの幅員は、車椅子の通行を可能とするため努めて90cm以上とすること。

**イ 段差の解消**

- (ア) 避難経路となる廊下、バルコニー及び当該部分への出入口の床等には、努めて段差を設けないものとすること。やむを得ず段差を設ける場合にあっては、概ね2cm以下とすること。
- (イ) 既存の福祉施設等でも、バルコニーへの避難が行えるように、適度の傾斜を設けた鋼板等により段差を解消すること。

**ウ 手術室等の防火区画化**

手術室、分娩室及び重症患者集中治療看護室等は、出火時に患者が手術等により早期に避難ができないことから、当該室内に籠城することが可能なように防火区画すること。

**エ 障害者に対する警報器の設置**

聴力の障害者が入所する福祉施設等については、施設の実態に応じて光警報装置を設置すること。

**オ 火災時の解錠**

各入居室及び避難口(バルコニーに通ずる出入口を含む。)を施錠している施設にあっては、自動火災報知設備と連動し自動的に解錠する装置とともに、防災センター又は宿直室等から遠隔操作により一斉解錠できる機構とすること。ただし、バルコニーに通ずる出入口で、当該出入口がクレセントにより施錠されるなど、内部からかぎを用いることなく、容易に解錠できる等避難上支障のない場合はこの限りでない。

**カ 避難器具**

避難器具を設置する場合には、政令第25条第2項第1号に掲げる表のうち、努めて滑り台又は避難橋を設置すること。

**キ 避難用スペースの確保**

敷地内には、入所者等が災害時に避難した後、待避できるスペースを努めて確保すること。

**(4) 消防用設備等の充実・強化**

**ア 自動火災報知設備等の設置**

- (ア) 療母室又はナースステーションに副受信機を設置すること。
- (イ) 副受信機が設置できない場合にあっては、受信機の設置場所と療母室又はナースステーションとの間で相互に連絡できる措置を講ずること。
- (ウ) 感知器、受信機等には、非火災報対策を講ずること。
- (エ) 廉房等には、簡易型ガス漏れ火災警報設備を設置すること。

**イ 火災通報装置の設置等**

- (ア) 火災通報装置は、自動火災報知設備と連動させること。
- (イ) 火災通報装置の設置階と異なる階に療母室、ナースステーション等常時人がいる場所がある場合には、当該場所に遠隔起動装置を設けること。

**ウ 誘導灯の設置**

視力又は聴力の障害者が入所又は入院等している福祉施設等の誘導灯の設置にあたっては、点滅型誘導音装置付誘導灯を設置すること。

## 5 その他

- (1) 既存の福祉施設等については、当該施設の建築構造及び敷地の形状等を考慮し、改修又は模様替え等の機会をとらえて、努めて前4の指導事項について措置を講ずるようにすること。
- (2) 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、短期入所生活介護事業所及び介護予防短期入所生活介護事業所で、準耐火建築物の2階又は地階に居室等を設ける場合にあっては、別記「特別養護老人ホーム等に係る意見書交付の事務処理等について」により審査を行うこと。

## 別記

### 特別養護老人ホーム等に係る意見書交付の事務処理等について

「厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令等の一部を改正する省令」(平成24年厚生労働省令第53号)が、平成24年3月30日に公布及び施行されたことに伴い、「所在地を管轄する消防長又は消防署長(以下「消防長」という。)と相談の上、非常災害に係る具体的計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定める」等の要件を満たしている場合には、2階又は地階に入所者の日常生活に充てられる居室、静養室、食堂、浴室、機能訓練室等を設ける場合であっても、特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、短期入所生活介護事業所及び介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。)を準耐火建築物とすることとなりました。

のことから、神奈川県及び藤沢市消防局では、「構造改革特別区域における「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業」の全国展開について」(平成24年3月30日老発0330第3号厚生労働省老健局長通知。以下「老健局長通知」という。)に係る事務処理等について協議を行い、今般、以下の内容について合意に達したので、相互に覚書を交換することとしたものです。

なお、老健局長通知及び本覚書にいう「相談」をもって、神奈川県規則に規定する「協議」として取扱うこととします。

#### 1 目的

老健局長通知に係る事務処理等について定め、もって特別養護老人ホーム等の防火安全対策の推進を図ることを目的とする。

#### 2 事務処理

老健局長通知、第3、一、③に規定する「相談に関する意見」を記した書面に係る事務処理については、次のとおりとする(別紙「事務処理フロー」参照)。

- (1) 特別養護老人ホーム等を設置しようとする者(以下「設置者」という。)は、老健局長通知、第3、一、③に規定する「相談に関する意見」を記した書面の受領を希望する場合は、別記様式第1号「意見書交付申請書」、別記様式第2号「避難計算確認書」、別記様式第3号「同意書(近隣協力者)」(近隣協力者がいる場合に限る。)、別記様式第4号「同意書(代替介助者)」(代替介助者がいる場合に限る。)及び避難計算の適否を確認できる図面(以下「意見書交付申請書類」という。)を作成し、消防長に提出するものとする。
- (2) 消防長は、前(1)により意見書交付申請書類を受け付けた場合は、当該意見書交付申請書類の内容審査を行うとともに、必要に応じて現地調査を行い、別記様式第5号「意見書」(以下「意見書」という。)を作成して設置者に交付するものとする。
- (3) 設置者は、前(2)により意見書の交付を受けた場合は、意見書の写しを知事に提出するものとする。
- (4) 設置者は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条に基づき確認の申請書(以下「確認申請書」という。)を提出する場合は、意見書の写しを添付した別記様式第6号「避難訓練等実施予定・地域住民等連携体制整備予定書」(以下「予定書」という。)を作成し、消防長に2部〔正本・副本〕提出するものとする(設置者が提出する予定書〔正本・副本〕及び消防長が交付する予定書〔副本〕にあっては、確認申請書に当該予定書を添付することにより提出・交付することができるものとする。)
- (5) 設置者は、老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「老人福祉法」という。)第15条又は介護保険法(平成9年法律第123号。以下「介護保険法」という。)第41条、第53条若しくは第94条に基づく認可等の申請を行う場合は、意見書の写し及び予定書〔副本〕の写しを添付するものとする。
- (6) 知事は、認可等を行った場合は、速やかに認可書等の写しを消防長に送付するものとする。
- (7) 知事は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)、老人福祉法又は介護保険法に基づく特別養護老人ホーム等の実地指導等(以下「実地指導等」という。)を実施した場合は、速やかに別記様式第7号「避難訓練等実施確認・地域住民等連携体制整備確認通知書」(以下「確認通知書」という。)を消防長に送付するものとする。
- (8) 消防長は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「消防法」という。)第4条に基づく立入検査等により、老健局長通知、第2、二、イに規定する要件と異なる状況を現認した場合は、速やかに別記様式第8号「要件不適合通知書」(以下「不適合通知書」という。)を知事に送付するものとする。
- (9) 知事は、前(8)により違反が確認された施設の設置者に対して是正を指導するものとする。

3 標準処理期間

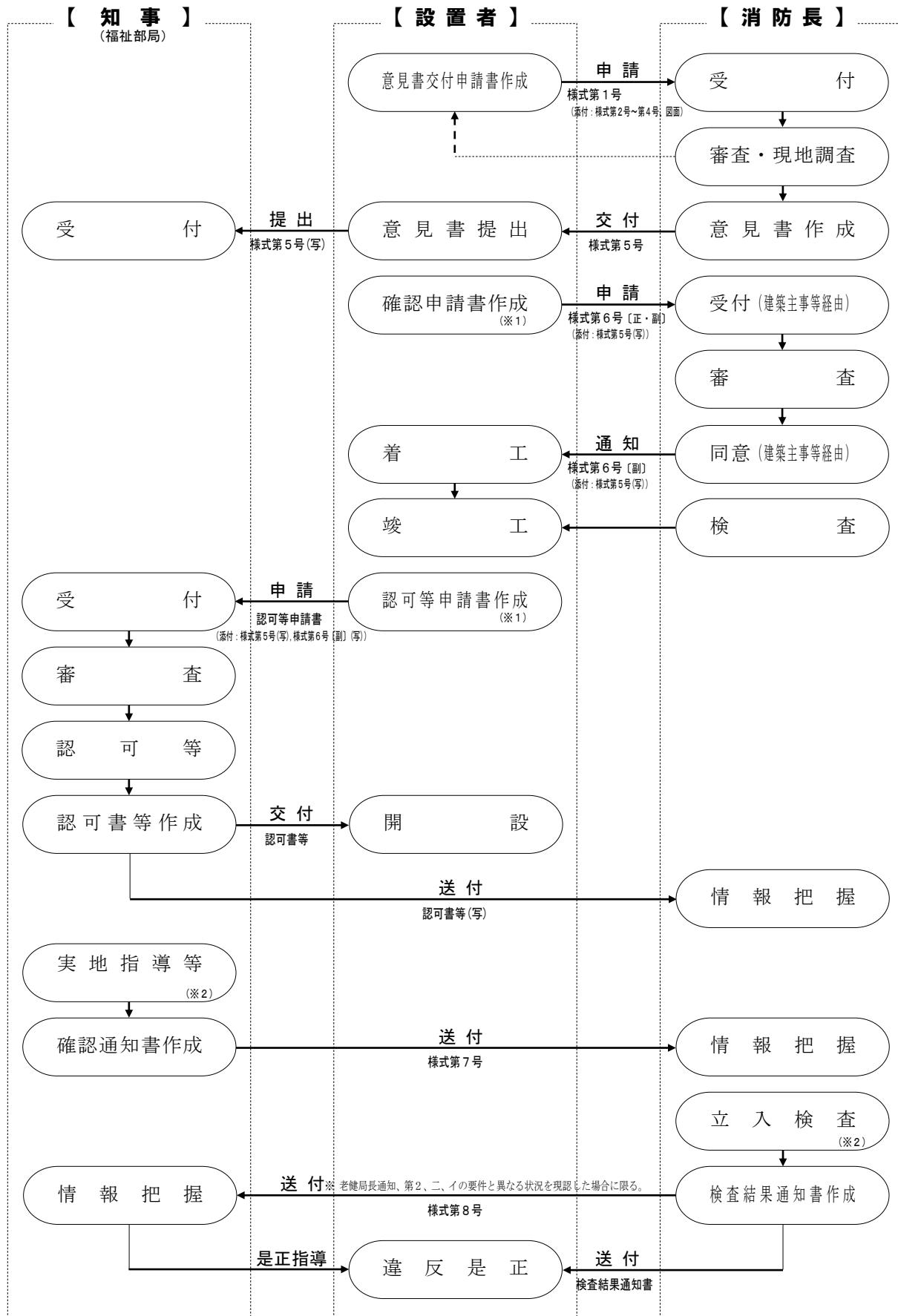
意見書交付申請書の受付から意見書の交付までに要する標準処理期間にあっては、20日とする。

4 その他

- (1) 意見書に記載する意見は、老健局長通知、第2、二、イの相談に関するものに限るものとする。
- (2) 意見書は、意見書交付申請書類に記載されている事項が履行される限りにおいて効力を有するものとする。
- (3) 知事は、老健局長通知、第2、二、イ、ロ及びハの適否を判断し、決定するものとする。なお、同通知、第2、二、ロ及びハにあっては、実地指導等の実施時に決定することで支障ないものとし、継続的に確認することとする。
- (4) 消防長は、老健局長通知、第3、一に係る意見照会の対応事務要領を定めるものとする。
- (5) 消防長は、老健局長通知、第2、二、ロ及びハの消防法第7条に基づく同意に係る審査にあたっては、予定書をもって行うものとする。
- (6) 消防長は、必要に応じ現地調査を行う場合に、知事に連絡し、両者は合同立ち入り等の相互連携を図るよう努めるものとする。
- (7) この覚書に定めるもののほか、必要なものは別に協議する。

別紙

## 事務処理フロー



(※1) 「認可等申請書作成」と「確認申請書作成」は、順番が前後することがあります。

(※2) 「実地指導等」と「立入検査」は、順番が前後することがあります。

(日本産業規格A4)

別記様式第1号

## 意見書交付申請書

年 月 日

藤沢市消防長

申 請 者  
住 所  
氏 名

下記の防火対象物について、準耐火建築物とするために「相談に関する意見」を記した書面の交付を申請します。

記

1 名 称（防火対象物の名称）

2 所 在 地（防火対象物の所在地）

3 用 途

## 4 根拠条文

- (1) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例  
第8条第1項、第34条第1項、第45条第1項、第50条第1項
- (2) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例  
第5条第1項、第44条第4項
- (3) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
第151条第1項、第171条第1項
- (4) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例  
第133条第1項、第154条第1項

|     |  |       |  |
|-----|--|-------|--|
| 受付欄 |  | 交付番号  |  |
|     |  | 交付年月日 |  |

- 備考 1 申請者が法人の場合、氏名欄には、その名称及び代表者氏名を記入すること。  
 2 避難計算確認書、同意書（近隣協力者、代替介助者がいる場合に限る。）及び避難計算の適否を確認できる図面を添付すること。  
 3 「根拠条文」欄は、該当する番号に○を付すこと。

(表)

(日本産業規格 A 4)

別記様式第2号(その1)

## 避難計算確認書

|               |   |    |      |
|---------------|---|----|------|
| 名 称           |   |    |      |
| 所 在           |   |    |      |
| 床 面 積 合 計     | ( ) m <sup>2</sup>  |    |      |
| 要 保 護 者 人 数   | ( ) 人   |    |      |
| 従 業 者 等 人 数   | 最多〔 時 分 ~ 時 分〕( ) 人<br>最少〔 時 分 ~ 時 分〕( ) 人  |    |      |
| 従 業 者 待 機 場 所 | <input type="checkbox"/> 受信機等設置場所 <input type="checkbox"/> その他  |    |      |
| 近隣協力者人數       | ( ) 人   |    |      |
| 消 防 用 設 备 等   | ① 自動火災報知設備 : <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無<br>② 消防機関へ通報する火災報知設備 : <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |    |      |
| ストレッチャー・担架等使用 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無   |    |      |
|               | 基 準   | 計画 | 図面番号 |
| 判 定           | 各居室がそれぞれ火災室となった場合を想定し、そのすべてにおいて、防火対象物からの避難所要時間が避難限界時間を超えない。   |    |      |
|               | 各居室がそれぞれ火災室となった場合を想定し、そのすべてにおいて、火災室からの避難所要時間が当該居室の基準時間を超えない。  |    |      |
|               | 自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備が設置されている。  |    |      |
|               | ストレッチャー、担架等（車椅子を除く。）を用いて介助を行う場合には、従業者等が2名以上確保されている。   |    |      |
| 近隣協力者等の駆けつけ時間 | ① 2 [分] $\geq$ 歩行距離 [m] $\div$ 80 [m/分]<br>② 2 [分] $\geq$ 歩行距離 [m] $\div$ 250 [m/分]   |    |      |
| 副受信機等         | 近隣協力者・代替介助者の居所に副受信機等が設置されている。   |    |      |
| 近隣協力者等の同意     | 近隣協力者本人・代替介助者本人の同意がある。（同意書がある。）   |    |      |
| 近隣協力者等の要件明記   | 関連図書に必要事項（①近隣協力者本人・代替介助者本人の同意がある旨、②火災発生時の活動範囲、③不在時における代替介助者の確保方策、④その他必要な事項）が記載されている。  |    |      |
| 代替介助者の確保      | 近隣協力者1人につき代替介助者（近隣協力者に準ずる者に限る。）1人以上を確保している。   |    |      |
| その他の必要事項      |   |    |      |

(裏)

- 備考 1 基準欄の内容は、要約したものですから、細部については「避難時間算定要領」を必ず確認してください。
- 2 基準の適合状況等が確認できる図面、事業計画等を添付してください。
- 3 床面積合計欄には、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「特別養護老人ホーム等」という。）の用途に供される部分の床面積の合計を記入してください。
- 4 要保護者人数欄には、要保護者（特別養護老人ホーム等に入所している高齢者、障害者等をいう。）の合計人数を記入してください。
- 5 従業者等人数欄には、従業者等（特別養護老人ホーム等に勤務する職員（臨時職員を含む。）等をいう。）の人数を記入してください。
- 6 従業者待機場所欄には、従業者等が受信機等設置場所に常時待機している場合は「受信機等設置場所」の□にレ点、一時でも受信機等設置場所以外に待機することがある場合は「その他」の□にレ点を記入してください。
- 7 近隣協力者人数欄には、近隣協力者（特別養護老人ホーム等に併設されている関連施設の関係者、特別養護老人ホーム等の近隣に居住する特別養護老人ホーム等関係者、特別養護老人ホーム等と契約している警備会社の職員等で、火災発生時に駆けつけて避難介助等を行う者をいう。）の人数を記入してください。
- 8 消防用設備等欄には、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備を設置している場合は「有」の□にレ点、設置していない場合は「無」の□にレ点を記入してください。
- 9 ストレッチャー・担架等使用欄には、ストレッチャー、担架等（車椅子を除く。）を用いて介助を行う要保護者がいる場合は「有」の□にレ点、当該要保護者がいない場合は「無」の□にレ点を記入してください。
- 10 近隣協力者等の駆けつけ時間欄は、徒歩で駆けつける場合は①式、自転車で駆けつける場合は②式に適合するようにしてください。（各式の歩行距離は、別記様式第2号（その3）の歩行距離をいう。）
- 11 近隣協力者等の駆けつけ時間欄、副受信機欄、近隣協力者の同意欄、近隣協力者の要件明記欄及び代替介助者の確保欄は、近隣協力者・代替介助者を確保している特別養護老人ホーム等の場合のみ記入してください。
- 12 計画欄には、要件に適合するものには○印、適合しないものには×印、該当がない場合は斜線を記入してください。
- 13 図面番号欄には、基準の適合状況等が確認できるように、添付した設計図書等の図面番号を記入してください。

(表)

(日本産業規格 A 4)

別記様式第2号(その2)

## 避難計算確認書

| 階  | 室番号等 | 避難介助者の施設内<br>駆けつけ距離 |                     | 要保護者の介助付き移動距離 |      |    |                     |
|----|------|---------------------|---------------------|---------------|------|----|---------------------|
|    |      | 水平距離<br>(m)         | 階段距離 (m)<br>〔上り/下り〕 | 水平距離 (m)      |      |    | 階段距離 (m)<br>〔上り/下り〕 |
|    |      |                     |                     | 同階            | 介護状況 | 他階 |                     |
| 1  |      |                     | 〔上・下〕               |               |      |    | 〔上・下〕               |
| 2  |      |                     | 〔上・下〕               |               |      |    | 〔上・下〕               |
| 3  |      |                     | 〔上・下〕               |               |      |    | 〔上・下〕               |
| 4  |      |                     | 〔上・下〕               |               |      |    | 〔上・下〕               |
| 5  |      |                     | 〔上・下〕               |               |      |    | 〔上・下〕               |
| 6  |      |                     | 〔上・下〕               |               |      |    | 〔上・下〕               |
| 7  |      |                     | 〔上・下〕               |               |      |    | 〔上・下〕               |
| 8  |      |                     | 〔上・下〕               |               |      |    | 〔上・下〕               |
| 9  |      |                     | 〔上・下〕               |               |      |    | 〔上・下〕               |
| 10 |      |                     | 〔上・下〕               |               |      |    | 〔上・下〕               |
| 11 |      |                     | 〔上・下〕               |               |      |    | 〔上・下〕               |
| 12 |      |                     | 〔上・下〕               |               |      |    | 〔上・下〕               |
| 13 |      |                     | 〔上・下〕               |               |      |    | 〔上・下〕               |
| 14 |      |                     | 〔上・下〕               |               |      |    | 〔上・下〕               |
| 15 |      |                     | 〔上・下〕               |               |      |    | 〔上・下〕               |
| 16 |      |                     | 〔上・下〕               |               |      |    | 〔上・下〕               |
| 17 |      |                     | 〔上・下〕               |               |      |    | 〔上・下〕               |
| 18 |      |                     | 〔上・下〕               |               |      |    | 〔上・下〕               |
| 19 |      |                     | 〔上・下〕               |               |      |    | 〔上・下〕               |
| 20 |      |                     | 〔上・下〕               |               |      |    | 〔上・下〕               |
| 21 |      |                     | 〔上・下〕               |               |      |    | 〔上・下〕               |
| 22 |      |                     | 〔上・下〕               |               |      |    | 〔上・下〕               |
| 23 |      |                     | 〔上・下〕               |               |      |    | 〔上・下〕               |
| 24 |      |                     | 〔上・下〕               |               |      |    | 〔上・下〕               |
| 25 |      |                     | 〔上・下〕               |               |      |    | 〔上・下〕               |
| 26 |      |                     | 〔上・下〕               |               |      |    | 〔上・下〕               |
| 27 |      |                     | 〔上・下〕               |               |      |    | 〔上・下〕               |
| 28 |      |                     | 〔上・下〕               |               |      |    | 〔上・下〕               |
| 29 |      |                     | 〔上・下〕               |               |      |    | 〔上・下〕               |
| 30 |      |                     | 〔上・下〕               |               |      |    | 〔上・下〕               |
| 31 |      |                     | 〔上・下〕               |               |      |    | 〔上・下〕               |
| 32 |      |                     | 〔上・下〕               |               |      |    | 〔上・下〕               |
| 33 |      |                     | 〔上・下〕               |               |      |    | 〔上・下〕               |
| 34 |      |                     | 〔上・下〕               |               |      |    | 〔上・下〕               |
| 35 |      |                     | 〔上・下〕               |               |      |    | 〔上・下〕               |

(裏)

- 備考**
- 1 本様式は、施設内の各居室がそれぞれ火災室になった場合を想定し、想定火災室ごとに1枚作成してください。
  - 2 想定火災室とした居室の番号欄を○で囲んでください。
  - 3 階欄には、要保護者の居室が存する階を記入してください。
  - 4 室番号等欄には、要保護者の居室の室番号、室名等を記入してください。
  - 5 避難介助者の施設内駆けつけ距離欄の水平距離（m）には、避難介助者が施設内を駆けつける際の水平部分（居室、廊下等）の移動距離を記入してください。  
なお、想定火災室については、従業者等の待機場所から従業者等が駆けつける際の水平部分（居室、廊下等）の移動距離を記入することとし、従業者等が複数いる場合は、平均値としてください。
  - 6 避難介助者の施設内駆けつけ距離欄の階段距離（m）〔上り/下り〕には、避難介助者が施設内を駆けつける際の階段部分（傾斜路を含む。）の移動距離及び上り・下りの別（該当するものを○で囲む。）を記入してください。（※踊場部分を除く階段、傾斜路等の部分は、段鼻を結んだ斜線に沿って測った長さによるものとする。）  
なお、想定火災室については、従業者等の待機場所から従業者等が駆けつける際の階段部分の移動距離を記入することとし、従業者等が複数いる場合は、平均値としてください（上り、下りごとに併記）。
  - 7 要保護者の介助付き移動距離欄の水平距離（m）には、要保護者が避難介助者の介助によって施設内を避難する際の水平部分（居室、廊下等）の移動距離を記入してください。  
なお、要保護者の居室が存する階と同じ階における水平距離は「同階」欄に、要保護者の居室が存する階と異なる階における水平距離は「他階」欄に当該移動距離を記入してください。
  - 8 介護状況欄には、次の凡例に従って、介護状況の番号を記入してください。  
〔凡例〕 ① 手つなぎ、腕組みにより介助  
② 背負いにより介助  
③ 担架により介助  
④ 車椅子により介助  
⑤ ストレッチャーにより介助
  - 9 要保護者の介助付き移動距離欄の階段距離（m）〔上り/下り〕には、要保護者が避難介助者の介助によって施設内を避難する際の階段部分（傾斜路を含む。）の移動距離及び上り・下りの別（該当するものを○で囲む。）を記入してください。（※踊場部分を除く階段、傾斜路等部分の距離は、段鼻を結んだ斜線に沿って測った長さによるものとする。）
  - 10 各距離は、単位をメートルとし、小数点第3位を四捨五入して、小数点第2位まで記入してください。

(表)

別記様式第2号(その3)

(日本産業規格A4)

## 避難計算確認書

| 近隣協力者・代替介助者関係 |  |        |    |  |        |          |
|---------------|--|--------|----|--|--------|----------|
|               | 近隣協力者  |        |    | 代替介助者  |        |          |
|               | 歩行距離(m)  | 駆けつけ方法 |    | 歩行距離(m)  | 駆けつけ方法 | 近隣協力者No. |
| 1             | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        | 1  | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        |          |
| 2             | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        | 2  | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        |          |
| 3             | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        | 3  | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        |          |
| 4             | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        | 4  | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        |          |
| 5             | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        | 5  | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        |          |
| 6             | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        | 6  | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        |          |
| 7             | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        | 7  | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        |          |
| 8             | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        | 8  | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        |          |
| 9             | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        | 9  | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        |          |
| 10            | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        | 10 | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        |          |
| 11            | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        | 11 | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        |          |
| 12            | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        | 12 | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        |          |
| 13            | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        | 13 | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        |          |
| 14            | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        | 14 | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        |          |
| 15            | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        | 15 | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        |          |
| 16            | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        | 16 | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        |          |
| 17            | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        | 17 | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        |          |
| 18            | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        | 18 | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        |          |
| 19            | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        | 19 | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        |          |
| 20            | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        | 20 | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        |          |
| 21            | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        | 21 | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        |          |
| 22            | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        | 22 | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        |          |
| 23            | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        | 23 | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        |          |
| 24            | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        | 24 | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        |          |
| 25            | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        | 25 | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        |          |
| 26            | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        | 26 | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        |          |
| 27            | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        | 27 | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        |          |
| 28            | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        | 28 | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        |          |
| 29            | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        | 29 | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        |          |
| 30            | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        | 30 | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        |          |
| 31            | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        | 31 | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        |          |
| 32            | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        | 32 | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        |          |
| 33            | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        | 33 | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        |          |
| 34            | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        | 34 | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        |          |
| 35            | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        | 35 | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        |          |
| 36            | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        | 36 | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 |        |          |

(裏)

- 備考 1 歩行距離欄には、近隣協力者又は代替介助者の居所から特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「特別養護老人ホーム等」という。）までの距離（単位：メートル）を記入してください。
- 2 駆けつけ方法欄には、近隣協力者又は代替介助者の居所から特別養護老人ホーム等までの駆けつけ方法について、徒歩の場合は「徒歩」の□にレ点、自転車の場合は「自転車」の□にレ点を記入してください。
- 3 近隣協力者No.欄には、代わりとなる近隣協力者のNo.（本様式の左端のNo.）を記入してください。

(表)

別記様式第2号(その4)

(日本産業規格A4)

## 避難計算確認書

| 火災室関係 |      |  |   |  |  |                      |         |
|-------|------|--|---|--|--|----------------------|---------|
| 階     | 室番号等 | 内装<br>(壁・天井仕上げ)  | 寝具・<br>布張り家具  | 初期消火   | 区画形成   | 火災室隣室                |         |
|       |      |  |   |  |  | 床面積(m <sup>2</sup> ) | 天井高さ(m) |
| 1     |      | <input type="checkbox"/> 不燃<br><input type="checkbox"/> 準不燃<br><input type="checkbox"/> 難燃 | <input type="checkbox"/> 防炎<br><input type="checkbox"/> 非防炎 | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 防火<br><input type="checkbox"/> 不燃<br><input type="checkbox"/> その他 |                      |         |
| 2     |      | <input type="checkbox"/> 不燃<br><input type="checkbox"/> 準不燃<br><input type="checkbox"/> 難燃 | <input type="checkbox"/> 防炎<br><input type="checkbox"/> 非防炎 | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 防火<br><input type="checkbox"/> 不燃<br><input type="checkbox"/> その他 |                      |         |
| 3     |      | <input type="checkbox"/> 不燃<br><input type="checkbox"/> 準不燃<br><input type="checkbox"/> 難燃 | <input type="checkbox"/> 防炎<br><input type="checkbox"/> 非防炎 | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 防火<br><input type="checkbox"/> 不燃<br><input type="checkbox"/> その他 |                      |         |
| 4     |      | <input type="checkbox"/> 不燃<br><input type="checkbox"/> 準不燃<br><input type="checkbox"/> 難燃 | <input type="checkbox"/> 防炎<br><input type="checkbox"/> 非防炎 | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 防火<br><input type="checkbox"/> 不燃<br><input type="checkbox"/> その他 |                      |         |
| 5     |      | <input type="checkbox"/> 不燃<br><input type="checkbox"/> 準不燃<br><input type="checkbox"/> 難燃 | <input type="checkbox"/> 防炎<br><input type="checkbox"/> 非防炎 | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 防火<br><input type="checkbox"/> 不燃<br><input type="checkbox"/> その他 |                      |         |
| 6     |      | <input type="checkbox"/> 不燃<br><input type="checkbox"/> 準不燃<br><input type="checkbox"/> 難燃 | <input type="checkbox"/> 防炎<br><input type="checkbox"/> 非防炎 | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 防火<br><input type="checkbox"/> 不燃<br><input type="checkbox"/> その他 |                      |         |
| 7     |      | <input type="checkbox"/> 不燃<br><input type="checkbox"/> 準不燃<br><input type="checkbox"/> 難燃 | <input type="checkbox"/> 防炎<br><input type="checkbox"/> 非防炎 | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 防火<br><input type="checkbox"/> 不燃<br><input type="checkbox"/> その他 |                      |         |
| 8     |      | <input type="checkbox"/> 不燃<br><input type="checkbox"/> 準不燃<br><input type="checkbox"/> 難燃 | <input type="checkbox"/> 防炎<br><input type="checkbox"/> 非防炎 | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 防火<br><input type="checkbox"/> 不燃<br><input type="checkbox"/> その他 |                      |         |
| 9     |      | <input type="checkbox"/> 不燃<br><input type="checkbox"/> 準不燃<br><input type="checkbox"/> 難燃 | <input type="checkbox"/> 防炎<br><input type="checkbox"/> 非防炎 | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 防火<br><input type="checkbox"/> 不燃<br><input type="checkbox"/> その他 |                      |         |
| 10    |      | <input type="checkbox"/> 不燃<br><input type="checkbox"/> 準不燃<br><input type="checkbox"/> 難燃 | <input type="checkbox"/> 防炎<br><input type="checkbox"/> 非防炎 | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 防火<br><input type="checkbox"/> 不燃<br><input type="checkbox"/> その他 |                      |         |
| 11    |      | <input type="checkbox"/> 不燃<br><input type="checkbox"/> 準不燃<br><input type="checkbox"/> 難燃 | <input type="checkbox"/> 防炎<br><input type="checkbox"/> 非防炎 | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 防火<br><input type="checkbox"/> 不燃<br><input type="checkbox"/> その他 |                      |         |
| 12    |      | <input type="checkbox"/> 不燃<br><input type="checkbox"/> 準不燃<br><input type="checkbox"/> 難燃 | <input type="checkbox"/> 防炎<br><input type="checkbox"/> 非防炎 | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 防火<br><input type="checkbox"/> 不燃<br><input type="checkbox"/> その他 |                      |         |
| 13    |      | <input type="checkbox"/> 不燃<br><input type="checkbox"/> 準不燃<br><input type="checkbox"/> 難燃 | <input type="checkbox"/> 防炎<br><input type="checkbox"/> 非防炎 | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 防火<br><input type="checkbox"/> 不燃<br><input type="checkbox"/> その他 |                      |         |
| 14    |      | <input type="checkbox"/> 不燃<br><input type="checkbox"/> 準不燃<br><input type="checkbox"/> 難燃 | <input type="checkbox"/> 防炎<br><input type="checkbox"/> 非防炎 | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 防火<br><input type="checkbox"/> 不燃<br><input type="checkbox"/> その他 |                      |         |
| 15    |      | <input type="checkbox"/> 不燃<br><input type="checkbox"/> 準不燃<br><input type="checkbox"/> 難燃 | <input type="checkbox"/> 防炎<br><input type="checkbox"/> 非防炎 | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 防火<br><input type="checkbox"/> 不燃<br><input type="checkbox"/> その他 |                      |         |
| 16    |      | <input type="checkbox"/> 不燃<br><input type="checkbox"/> 準不燃<br><input type="checkbox"/> 難燃 | <input type="checkbox"/> 防炎<br><input type="checkbox"/> 非防炎 | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 防火<br><input type="checkbox"/> 不燃<br><input type="checkbox"/> その他 |                      |         |
| 17    |      | <input type="checkbox"/> 不燃<br><input type="checkbox"/> 準不燃<br><input type="checkbox"/> 難燃 | <input type="checkbox"/> 防炎<br><input type="checkbox"/> 非防炎 | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 防火<br><input type="checkbox"/> 不燃<br><input type="checkbox"/> その他 |                      |         |
| 18    |      | <input type="checkbox"/> 不燃<br><input type="checkbox"/> 準不燃<br><input type="checkbox"/> 難燃 | <input type="checkbox"/> 防炎<br><input type="checkbox"/> 非防炎 | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 防火<br><input type="checkbox"/> 不燃<br><input type="checkbox"/> その他 |                      |         |
| 19    |      | <input type="checkbox"/> 不燃<br><input type="checkbox"/> 準不燃<br><input type="checkbox"/> 難燃 | <input type="checkbox"/> 防炎<br><input type="checkbox"/> 非防炎 | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 防火<br><input type="checkbox"/> 不燃<br><input type="checkbox"/> その他 |                      |         |

(裏)

- 備考**
- 1 階欄には、要保護者の居室、共用の居室等が存する階を記入してください。
  - 2 室番号等欄には、要保護者の居室、共用の居室等の室番号、室名等を記入してください。
  - 3 内装（壁・天井仕上げ）欄には、要保護者の居室、共用の居室等の壁、天井の室内に面する部分の仕上げについて、不燃材料の場合は「不燃」の□にレ点、準不燃材料の場合は「準不燃」の□にレ点、難燃材料の場合は「難燃」の□にレ点を記入してください。
  - 4 寝具・布張り家具欄には、寝具（ふとん、ベッドパッド、枕（陶製のもの及び繊維のものを除く。）、マットレス、毛布、ベッドスプレッド、タオルケット等）・布張り家具のすべてが防炎性能を有するもの（（財）日本防炎協会の防炎製品認定委員会において認定された防炎製品に限る。）である場合は「防炎」の□にレ点、寝具、布張り家具のうち一つでも防炎性能を有しないものがある場合は「非防炎」の□にレ点を記入してください。
  - 5 初期消火欄には、要保護者の居室、共用の居室等が次のいずれかに該当する場合は「有」の□にレ点、次のいずれにも該当しない場合は「無」の□にレ点を記入してください。
    - ① 屋内消火栓設備が設置されている場合は、屋内消火栓設備を用いて消火することができる従業者等が、避難介助者を除き2人以上（易操作性1号消火栓、2号消火栓を設置している防火対象物の場合は、避難介助者を除き1人以上）確保されている。
    - ② 火災室として想定した居室にスプリンクラー設備、住宅用下方放出型自動消火装置等が設置されている。
  - 6 区画形成欄には、居室と当該居室から避難する隣接した室（廊下等）との間における区画のすべてについて、防火区画を形成している場合は「防火」の□にレ点、不燃区画を形成している場合は「不燃」の□にレ点、防火区画・不燃区画以外の区画を形成している場合は「その他」の□にレ点を記入してください。
- ※1 防火区画を形成する部分の条件は次のとおり。
- (1) 壁・床：準耐火構造であること。
  - (2) 開口部：常時閉鎖式防火設備又は煙感知器連動閉鎖式防火設備であること。
- ※2 不燃化区画を形成する部分の条件は次のとおり。
- (1) 壁・床：室内に面する部分の仕上げが準不燃材料でされているものであること。
  - (2) 開口部：常時閉鎖式防火設備又は煙感知器連動閉鎖式防火設備若しくは準不燃材料で作られた戸（常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式）を設けたものであること。
- ※3 上記以外の区画を形成する部分の条件は次のとおり。
- (1) 壁・床：室内に面する部分の仕上げ等は、問わないものであること。
  - (2) 開口部：常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式の戸を設けたものであること。（襖、障子等による仕切りは、当該区画に含まれないものであること。）
- 7 火災室隣室欄には、居室から避難する隣接した室（廊下等）の床面積及び天井高さを記入すること。

(日本産業規格 A 4)

別記様式第3号

年 月 日

## 同 意 書 (近隣協力者)

下記1の防火対象物において火災が発生したことを下記2の装置等により覚知した場合にあっては、下記3により当該防火対象物に駆けつけ、当該防火対象物に居住する要保護者の避難介助等を実施することについて同意します。

なお、自己不在時にあっては、自己の代わりに火災時に駆けつけて避難介助等を行うよう予め下記4の代替介助者へ連絡します。

住 所  
電 話 ( )

氏 名

記

1 防火対象物の名称・所在

2 副受信機等の設置場所

3 駆けつけ方法・距離

4 代替介助者の氏名等

- 備考 1 「1 防火対象物の名称・所在」欄には、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「特別養護老人ホーム等」という。）の名称及び所在を記入してください。
- 2 「2 副受信機等の設置場所」欄には、特別養護老人ホーム等の自動火災報知設備と連動して火災の発生を覚知することができる装置の設置位置（階層、室名）を記入してください。
- 3 「3 駆けつけ方法等」欄には、駆けつけ方法（「徒歩」・「自転車」の別）及び近隣協力者の居所から特別養護老人ホーム等までの駆けつけ距離を記入してください。
- 4 「4 代替介助者の氏名等」欄には、代替介助者の住所、氏名、電話番号を記入してください。
- 5 代替介助者の同意書（別記様式第4号）を添付してください。

(日本産業規格A4)

別記様式第4号

年 月 日

## 同 意 書 (代替介助者)

下記1の近隣協力者が不在時において、下記2の防火対象物において火災が発生したことを下記3の装置等により覚知した場合にあっては、下記4により近隣協力者の代わりに当該防火対象物に駆けつけ、当該防火対象物に居住する要保護者の避難介助等を実施することについて同意します。

住 所  
電 話 ( )  
氏 名

記

1 近隣協力者の氏名等

2 防火対象物の名称・所在

3 副受信機等の設置場所

4 駆けつけ方法・距離

- 備考 1 「1 近隣協力者の氏名等」欄には、近隣協力者の住所、氏名、電話番号を記入してください。
- 2 「2 防火対象物の名称・所在」欄には、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「特別養護老人ホーム等」という。）の名称及び所在を記入してください。
- 3 「3 副受信機等の設置場所」欄には、特別養護老人ホーム等の自動火災報知設備と連動して火災の発生を覚知することができる装置の設置位置（階層、室名）を記入してください。
- 4 「4 駆けつけ方法等」欄には、駆けつけ方法（「徒歩」・「自転車」の別）及び代替介助者の居所から特別養護老人ホーム等までの駆けつけ距離を記入してください。

別記様式第 5 号

## 意 見 書

第 号  
年 月 日

あて

消防長（消防署長）（市町村長）印

年 月 日付けで意見書の交付申請のあった防火対象物について申請書（添付図書を含む。）に記載されている事項の履行を条件として、消防上の意見を下記のとおり通知します。

記

## 1 申請防火対象物

(1) 名 称

(2) 所 在 地

(3) 用 途

## 2 意 見

備考 本意見書の写しを避難訓練等実施予定・地域住民等連携体制整備予定書に添付し、建築基準法第 6 条第 1 項（第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）若しくは同第 6 条の 2 第 1 項（第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）に基づき確認の申請書を提出する際又は建築基準法第 18 条第 2 項（第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）に基づき通知する際に、確認申請書にあわせて建築主事等へ提出してください。

別記様式第6号

## 避難訓練等実施予定・地域住民等連携体制整備予定書

年　月　日

消防長（消防署長）（市町村長）殿

申 請 者

住 所

氏 名

下記1の防火対象物を準耐火建築物とするために、事業開始後は、遅滞なく、下記4に適合する「避難訓練等の実施」及び「地域住民等との連携体制の整備」を行います。

## 記

1 名 称（防火対象物の名称）

2 所 在 地（防火対象物の所在地）

3 用 途

4 根拠条文

(1) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

第8条第1項、第34条第1項、第45条第1項、第50条第1項

(2) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

第5条第1項、第44条第4項

(3) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

第151条第1項、第171条第1項

(4) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例

第133条第1項、第154条第1項

5 開設予定日

6 避難訓練等実施予定日

(1) 昼間

(2) 夜間

7 地域住民等連携体制整備予定日

備考 1 本予定書に意見書の写しを添付し、建築基準法第6条第1項（第87条第1項において準用する場合を含む。）又は同第6条の2第1項（第87条第1項において準用する場合を含む。）に基づき確認の申請書を提出する際又は建築基準法第18条第2項（第87条第1項において準用する場合を含む。）に基づき通知する際に、確認申請書にあわせて建築主事等へ提出すること。

2 「根拠条文」欄は、該当する番号に○を付すこと。

別記様式第7号

## 避難訓練等実施確認・地域住民等連携体制整備確認通知書

第 号  
年 月 日

消防長（消防署長）（市町村長）殿

[福祉部局長]

印

下記1の防火対象物について、下記4に適合する「避難訓練等の実施」及び「地域住民等との連携体制の整備」を行ったことを確認しましたので通知します。

記

1 名 称（防火対象物の名称）

2 所 在 地（防火対象物の所在地）

3 用 途

4 根拠条文

(1) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

第8条第1項、第34条第1項、第45条第1項、第50条第1項

(2) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

第5条第1項、第44条第4項

(3) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

第151条第1項、第171条第1項

(4) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例

第133条第1項、第154条第1項

5 開設日

6 避難訓練等実施日

(1) 昼間

(2) 夜間

7 地域住民等連携体制を整備した日

備考 1 避難訓練等の実施概要及び地域住民等との連携体制整備の概要を確認できる資料を添付してください。

2 「根拠条文」欄は、該当する番号に○を付してください。

別記様式第8号

(日本産業規格A4)

### 要件不適合通知書

第  号  
年  月  日

[福祉部局名] 殿

消防長（消防署長）（市町村長）印

このことについて、年月日に消防法第4条の規定による立入検査等を実施したところ、下記のとおり「構造改革特別区域における「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業」の全国展開について」（平成24年3月30日老発0330第3号厚生労働省老健局長通知）、第2、二、イに規定する要件と異なる状況が認められましたので、通知します。

記

- 1 名 称（防火対象物の名称）
- 2 所 在 地（防火対象物の所在地）
- 3 用 途
- 4 不適合内容